

大和町地区防災まちづくりの進捗状況について

1 主な経緯等

大和町地区は、東京都により「不燃化特区」に指定され、不燃化を推進するとともに、大和町中央通りにおいては、都施行の道路拡幅整備により延焼遮断帯等の形成が進められている。

区では、平成30年に「大和町防災まちづくり計画」を策定し、避難道路ネットワークとして16路線を位置づけ、そのうち防災上特に重要となる避難道路については、優先整備路線として区施行の道路拡幅整備に着手している。また、その他の避難道路については、沿道地権者の建替えに合わせた道路整備をする計画としている。

昨年1月に、避難道路の沿道地権者へアンケートを実施し、「将来建替え時の敷地が小さくなることへの懸念等」が示された。

今般、避難道路の効果的、集中的な整備推進に向け、地域の防災性を確保しつつ地元負担の軽減を考慮した整備の考え方を整理したため、本委員会に報告をするとともに、今後、地区計画策定に向けて地元等と検討を進める。

2 避難道路16号線沿道地権者へのアンケート調査及び結果

（1）意向調査の目的及び方法等

- ①調査時期：令和5年1月
- ②調査目的：将来の建替時の影響に係る意向調査
- ③調査対象：建替連動型避難道路16号沿道の地権者（95件）
- ④調査方法：郵送及び訪問による回収

（2）意向調査の結果【回収率64%】

- ①「避難道路」の機能と役割について理解できた。【86%】
- ②「避難道路ネットワーク」の必要性について理解できた。【81%】
- ③建替連動型避難道路の沿道で「将来の建替時に気になること」について
 - ・敷地が小さくなってしまうと困る。【67%】
 - ・敷地面積や建てられる建物の床面積への影響を少なくしてほしい【47%】

3 避難道路整備及び地区計画による規制誘導の考え方

(1) 避難道路整備の考え方【別紙参照】

- ・避難道路ネットワークについて、「消防活動困難区域(※)の解消、避難所(学校等)への避難に必要となる道路」と、「円滑な避難経路として必要となる避難道路」として、それぞれ道路の位置づけに応じた幅員及び整備手法とする。

(※) 幅員6m以上の道路から直線距離で140m以遠の区域

(2) 地区計画による規制誘導の考え方

- ・防災まちづくりを進める区内他地区と同様の地区整備計画を定める。
(建築敷地面積の最低限度、隣地境界線から建築物の外壁等距離の確保等)
- ・避難道路ネットワークについて地区施設道路として位置づけ、幅員及び沿道の壁面後退等を定める。

4 地元合意形成等

避難道路の沿道地権者を中心に地元住民へのアンケート調査及び意見交換会により、避難道路整備及び地区計画の考え方に対する意向把握及び合意形成を進める。

5 今後の予定

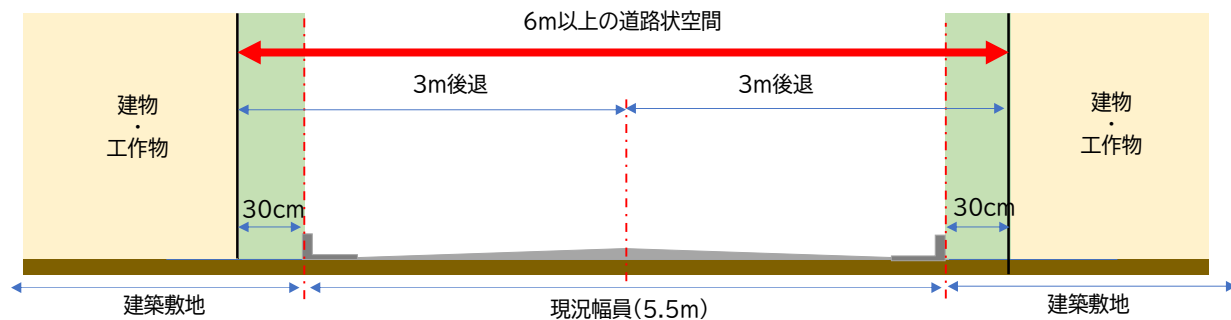
令和6年度	上期	避難道路整備及び地区計画による規制誘導の考え方について大和町まちづくりの会との共有
	下期	地元住民に対するアンケート調査及び意見交換会の開催
令和7年度	上期	地区計画等の素案の検討
	下期	地区計画等の都市計画変更に係る手続き
令和8年度	上期	地区計画等決定

大和町防災まちづくりにおける避難道路の整備について（案）

1. 避難道路の位置づけに応じた幅員及び整備の考え方

防災上の考え方	対象となる避難道路	道路幅員	手法等
A. 消防活動困難区域の解消、避難所（学校等）への避難道路の確保			
東西軸・防災上特に重要な道路 【優先整備路線】	① 1、2号線	6m	道路拡幅に対して物件補償、拡幅用地を取得
防災上重要な道路 【建替連動型道路拡幅整備】	② 3、4号線	6m	建替えに合わせ、道路拡幅用地を取得
防災上重要な道路 【建替連動型道路状空間整備】	③ 5～8号線	現道 5.5m	建替えに合わせ、沿道に対する壁面位置制限により道路空間整備
B. 円滑な避難経路の確保 【建替連動型道路拡幅整備】	④ 9～16号線	4m	建替えに合わせ、道路拡幅整備

【参考】 A. ③ 建替連動型道路状空間整備の断面イメージ



2. 避難道路整備の配置図（案）

